

介護保険料(平成30年度～令和2年度)

保険料段階	該当する方(所得基準)		平成30年度			平成31年度～		
			負担割合	年間の保険料額(円)	おおむねの月額(円)	負担割合	年間の保険料額(円)	おおむねの月額(円)
第1段階	・生活保護・中国残留邦人等支援給付受給の方 ・世帯全員が市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給の方		基準額×0.45 (基準額×0.50)	31,450 (34,950)	2,621 (2,913)	基準額×0.375 (基準額×0.50)	26,210 (34,950)	2,184 (2,913)
第2段階	本人が市町村民税非課税の方	本人の前年の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額が80万円以下の方	基準額×0.45 (基準額×0.50)	31,450 (34,950)	2,621 (2,913)	基準額×0.375 (基準額×0.50)	26,210 (34,950)	2,184 (2,913)
第3段階		本人の前年の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額が120万円以下の方	基準額×0.65	45,430	3,786	基準額×0.525 (基準額×0.65)	36,690 (45,430)	3,058 (3,786)
第4段階		上記以外の方	基準額×0.75	52,420	4,368	基準額×0.725 (基準額×0.75)	50,670 (52,420)	4,223 (4,368)
第5段階		世帯内に市町村民税課税者がいる方	本人の前年の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額が80万円以下の方	基準額×0.90	62,910	5,243	基準額×0.90	62,910
第6段階		上記以外の方	基準額	69,900	5,825	基準額	69,900	5,825
第7段階	本人が市町村民税課税の方	本人の前年の「合計所得金額」が125万円未満の方	基準額×1.15	80,380	6,698	基準額×1.15	80,380	6,698
第8段階		本人の前年の「合計所得金額」が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	87,370	7,281	基準額×1.25	87,370	7,281
第9段階		本人の前年の「合計所得金額」が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	104,850	8,738	基準額×1.50	104,850	8,738
第10段階		本人の前年の「合計所得金額」が300万円以上350万円未満の方	基準額×1.60	111,840	9,320	基準額×1.60	111,840	9,320
第11段階		本人の前年の「合計所得金額」が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	118,830	9,903	基準額×1.70	118,830	9,903
第12段階		本人の前年の「合計所得金額」が500万円以上700万円未満の方	基準額×1.90	132,810	11,068	基準額×1.90	132,810	11,068
第13段階		本人の前年の「合計所得金額」が700万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.10	146,790	12,233	基準額×2.10	146,790	12,233
第14段階		本人の前年の「合計所得金額」が1,000万円以上の方	基準額×2.30	160,770	13,398	基準額×2.30	160,770	13,398

※ 平成30年度の第1段階・第2段階の方の年間保険料は、政令に基づき本来額(上の表中()内の額)から減額されています。

※ 平成31年度からは、第1～第4段階の方の年間保険料は、政令に基づき本来額(上の表中()内の額)から減額されています。

※ 平成30年8月に決定する年間介護保険料から、保険料段階を決める際の所得基準については、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を、また本人が市町村民税非課税の場合は、公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。